

総社市民会館条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第11号

総社市民会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市民会館条例（平成17年総社市条例第110号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館期間及び開館時間等)

第2条 総社市民会館（以下「会館」という。）の開館期間、開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、変更することができる。

- (1) 開館期間 1月4日から12月28日まで
- (2) 開館時間 午前9時から午後10時まで
- (3) 休館日 毎週月曜日

(職員)

第3条 会館に必要な職員を置く。

(使用の許可申請)

第4条 条例第2条の規定により会館を使用しようとする者は、市民会館使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。許可された事項又は申請の内容を変更するときも、同様とする。

(申込みの制限)

第5条 前条の申請書の提出は、使用しようとする日前の1箇月以上6箇月以内の間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認められるものについては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、専ら練習のために使用する場合（以下「練習のみの場合」という。）は、使用する日前の7日以上3箇月以内の間に前条の申請書の提出を行わなければならない。ただし、観客を対象とする本番のために行う練習の場合は、この限りでない。

(仮の申込み)

第6条 練習のみの場合は、使用する日前の7日以上3箇月以内の間に、その他の場合は、使用する日前の1箇月以上1年以内の間に、口頭又は電話により仮の申込みをすることができる。

(使用期間)

第7条 会館は、1箇月以内の期間において、同一の行事で5日を超えて使用することはできない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可)

第8条 市長は、会館の使用を許可したときは、市民会館使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(使用許可の順位)

第9条 使用許可の順位は、申請順によるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用時間の解釈及び延長)

第10条 使用時間とは、行事（舞台練習等の場合を含む。）に実際に使用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 使用者は、使用を開始した後において使用時間を延長することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 条例第6条第4項の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 市、市が構成員となっている一部事務組合、文化振興を目的に設置された財団で市が出捐したものの又は市から委託を受け、教育文化の向上、保健福祉の増進を目的に事業を実施する団体が主催する場合 全額

(2) 市が共催する場合 60パーセント

(3) 市が後援する場合 50パーセント

2 使用料の減免を受けようとする者は、市民会館使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、減免を受けられるのは、同一の行事につき、1回限りとする。

（使用料の還付）

第12条 条例第7条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 災害又は使用者の責めに帰さない事由により、会館を使用することができなくなった場合 全額

(2) 使用の20日前までに使用許可の取消しを申し出た場合で相当の理由があると認める場合 50パーセント

2 使用料の還付を受けようとする者は、市民会館使用許可取消願（様式第4号）に市民会館使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第13条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 収容人員は、使用する施設の収容定員を超えないこと。

(2) 許可を受けずに物品を販売しないこと。

(3) 許可を受けずに所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(4) 許可を受けずに壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。

(5) 許可を受けた以外の室に立ち入り、又は器具等を使用し、若しくは移動させないこと。

(6) 次条各号のいずれかに該当する者に対して入場を拒絶し、又は退場を命ぜられた者を退場させること。

(7) 入場者に第15条に定める事項を守らせること。

(8) 前各号に定めるもののほか、会館所属の職員（以下「職員」という。）の指示する事項を守らせること。

（入場の制限）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(1) 感染性の疾病を有する者

(2) 酒気を帯びて他人に迷惑をかけるおそれのある者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者若しくは動物類を携行する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

（入場者の遵守事項）

第15条 入場者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。

(2) 会館内を不潔にすること。

(3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(4) 所定の場所以外に出入りすること。

(5) 前各号に定めるもののほか、職員又は使用者の指示に反する行為をすること。

（使用後の点検）

第16条 使用者は、その使用を終わったときは、直ちに設備その他を原状に回復し、職員の点検を受けなければならない。

（施設及び器具等の損傷又は滅失の届出）

第17条 使用者は、施設及び器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその理由を付して市長に届け出なければならない。

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

市民会館使用許可申請書

年 月 日

総社市長 様

〒
 申請者 住 所 _____
 団体名 _____
 氏 名 _____
 連絡先(電話) _____
 担当者 _____

総社市民会館条例第2条の規定により、次のとおり使用許可の申請をします。

行事の名称											
行事の内容										種別	
使用の日時	第1日	年		月	日 ()	時	～	時	本番・練習等		
	第2日	年		月	日 ()	時	～	時	本番・練習等		
	第3日	年		月	日 ()	時	～	時	本番・練習等		
	第4日	年		月	日 ()	時	～	時	本番・練習等		
	第5日	年		月	日 ()	時	～	時	本番・練習等		
共催団体		住 所 団体名				代表者 電 話					
使用の施設		舞台 ・ 観客席 (1・2) ・ ロビー (1・2) ・ 楽屋 (1・2・3・4)									
冷暖房の使用		冷房 ・ 暖房 ・ 不要		入 場 料	— 有 料 — 会 員 券 前 売 券 招 待 券 ()	区分	前 売	当日売			
入場予定人員		人				小人					
会場整理 等係人員			人			学生					
						大人					
打 合 せ 予 定 日		年 月 日 ()				— 無 料 — 自 由 関 係 者 整 理 券 ()	S席				
				A席							
				B席							
出演者名他											
物品販売・展示		有 ・ 無		内容については、別紙のとおり							
受付	年 月 日 第 号		許 可	年 月 日 第 号							

様式第2号（第8条関係）

市民会館使用許可書

第 号
年 月 日

様

総社市長



年 月 日付けで申請のあった総社市民会館の使用について、次のとおり許可します。

行事の名称				
使用の日時	第1日	年 月 日()	時～	時
	第2日	年 月 日()	時～	時
	第3日	年 月 日()	時～	時
	第4日	年 月 日()	時～	時
	第5日	年 月 日()	時～	時
使用の施設	舞台・観客席(1・2)・ロビー(1・2)・楽屋(1・2・3・4)			
冷暖房の使用	冷房・暖房・不要	ホール 使用料	第1日	円
入場予定人員	人		第2日	円
			第3日	円
打合せ予定日	年 月 日		第4日	円
			第5日	円
許可の条件	総社市民会館条例及び同条例施行規則に規定する使用者の遵守事項を厳守すること。			
その他				

この許可書は、使用当日会館事務所にお示しください。

様式第3号（第11条関係）

市民会館使用料減免申請書

年 月 日

総社市長 様

申請者 住 所
団体等
氏 名
連絡先（電話）局 番

総社市民会館条例第6条第4項の規定により、次のとおり使用料の減免を申請します。

行事の名称			
使用の日時	第1日	年 月 日()	時～ 時
	第2日	年 月 日()	時～ 時
	第3日	年 月 日()	時～ 時
	第4日	年 月 日()	時～ 時
	第5日	年 月 日()	時～ 時
使用の施設	舞台・観客席(1・2)・ロビー(1・2)・楽屋(1・2・3・4)		
使用の目的			
減免の理由	総社市民会館条例施行規則第11条第1項第 号の規定に該当するため		
減免の区分	1 市等が主催する場合(全額)		
	2 市が共催する場合(60パーセント)		
	3 市が後援する場合(50パーセント)		

備考 共催等を証明する書類を添付すること。

様式第4号（第12条関係）

市民会館使用許可取消願

年 月 日

総社市長 様

申請人 住 所
 団体名
 氏 名
 連絡先（電話）局 番

総社市民会館条例第2条の規定により、次のとおり使用許可の取消しをお願いします。

許 可 年 月 日	年 月 日		許 可 番 号	第 号
使用許可の取消し	行事の名称			
	日 時	第1日	年 月 日()	時～ 時
		第2日	年 月 日()	時～ 時
		第3日	年 月 日()	時～ 時
		第4日	年 月 日()	時～ 時
		第5日	年 月 日()	時～ 時
	施 設	舞台・観客席(1・2)・ロビー(1・2)・楽屋(1・2・3・4)		
理 由				
使 用 料	既 納 の 使 用 料 (年 月 日納入)		還 付 申 請 使 用 料 〔総社市民会館条例施行規則第12条〕 〔第1項第 号に規定する額〕	
			全 額	5 割
	第1日	円	円	円
	第2日	円	円	円
	第3日	円	円	円
	第4日	円	円	円
	第5日	円	円	円
計	円	円	円	